

自己点検事項

◇ 療養病棟療養環境加算1(A222)

(1) 医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されている。

( 適 ・ 否 )

(2) 当該療養病棟に係る病室の病床数は、1病室につき4床以下である。

( 適 ・ 否 )

(3) 当該療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき6.4平方メートル以上である。

( 適 ・ 否 )

(4) 当該療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で1.8メートル以上である。

ただし、両側に居室がある廊下の幅は、2.7メートル以上である。

( 適 ・ 否 )

※ 両側に居室とは、両側にある居室の出入口が当該廊下に面している場合に限る。

※ 廊下の幅は、柱等の構造物(手すりを除く。)も含めた最も狭い部分において、基準を満たしている。また、平成26年3月31日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を満たしているものとする。

(5) 当該病院に機能訓練室を有しており、当該機能訓練室の床面積は、内法による測定で、40平方メートル以上である。なお、当該機能訓練室には、長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具を備えている。必要な器械・器具とは、例えば訓練マットとその付属品、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用具(角度計、握力計等)である。

( 適 ・ 否 )

(6) 療養病棟に係る病床に入院している患者1人につき、内法による測定で1平方メートル以上の広さを有する食堂が設けられている。

( 適 ・ 否 )

医療機関コード

保険医療機関名

(7)療養病棟の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する談話室が設けられている。 ( 適 ・ 否 )

※ 当該談話室は、上記(6)の食堂と兼用であっても差し支えない。

(8)当該保険医療機関内に、身体の不自由な患者の利用に適した浴室が設けられている。 ( 適 ・ 否 )

(9)当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で、16平方メートル以上である。 ( 適 ・ 否 )

※ 病棟床面積の算定に当たっては、当該病棟内にある治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を算入しても差し支えない。

医療機関コード

保険医療機関名